

## ○予算決算委員長報告

予算決算委員長 三津 良裕

予算決算委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第42号 令和3年度鳴門市一般会計補正予算（第2号）」ほか議案1件であります。

当委員会は、6月7日及び6月16日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第42号 令和3年度鳴門市一般会計補正予算（第2号）」については、新型コロナウイルス感染症対策 緊急支援策 第11弾として、子育て世帯や学生、市内事業者等への支援、アフターコロナに向けた地域活動への支援などを引き続き実施していくために必要となる予算を計上するとともに、公立保育所再編事業など、本市の将来のまちづくりを見据えた中で、重要となる施策に必要な予算を計上するものであります。

委員からは、市民会館等解体工事に関し、追加で予算が必要となった理由について質疑があり、理事者からは、市民会館の基礎部を撤去したところ、設計図に記載されていない松杭が217本確認され、解体工事施工業者や新庁舎建設工事施工業者などの関係者と対応を検討した結果、今後実施する新庁舎の基礎工事に影響があることから松杭をすべて撤去する必要があると判断したため、松杭の撤去などに要する費用を計上した、との説明がありました。

次に、委員からは、子どもの生活実態把握等調査事業に関し、アンケートの対象者を小学1年生の保護者、小学5年生の児童及び保護者、中学2年生の生徒及び保護者、児童扶養手当受給世帯の保護者に絞った理由について質疑があり、理事者からは、内閣府がアンケート調査している全国の状況や平成29年度に本市で実施した同様のアンケート調査の結果と比較するため、これまでと同様の対象者とした、との説明がありました。

また、委員からは、アンケートの質問項目には新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待に関する内容も含まれているのか、との質疑があり、理事者からは、質問項目については、追加としてヤングケアラーに関する質問を盛り込むこととしているが、基本的には、前回の内容をベースに質問項目の量を勘案した上で今後検討していく、との説明がありました。

さらに、委員からは、対象人数及び実施時期について質疑があり、理事者からは、対象人数については、小学1年生の保護者357人、小学5年生の児童39

8人とその保護者、中学2年生の生徒398人とその保護者、児童扶養手当受給世帯の約450世帯の合計約2,400人を対象としており、実施時期については、国の地域子ども未来応援交付金の申請が今年の夏頃であるため、アンケート調査は秋以降の実施を想定している、との説明がありました。

委員からは、命を守ることを最優先に実態把握を行ってほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、保育従事者応援給付事業及び就学前教育施設従事者応援給付事業に関し、公立施設の職員には消耗品の配備となっているが、公立施設の職員のモチベーションへの影響はないのか、との質疑があり、理事者からは、公立施設の職員の立場上、現金給付等は望ましくないと判断し消耗品の配備としたが、昨年度にこの事業を実施した際には、職員が自費で購入しているユニフォームを配備し、好評をいただいたと認識しているため、今回も同様の取り組みを行うこととしている、との説明がありました。

委員からは、現場の職員のモチベーションが子どもたちにも影響するため、公立施設と私立施設の職員間でモチベーションに差が生じないように配慮してほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、排水機場及び樋門管理費として計上されている予算はどこに排水機場に充てられるのか、との質疑があり、理事者からは、大津町木津野の木津野排水機場である、との説明がありました。

また、委員からは、排水機場及び樋門管理費のうち公有財産購入費について質疑があり、理事者からは、排水機場を管理するための管理用地を購入するものであり、これまでは借地契約により使用していたが、この度、地権者より借地契約ではなく売却したいとの申し出があったことから、協議の結果、当該土地の購入に係る予算を計上することとなった、との説明がありました。

次に、委員からは、飲食送迎用マイクロバス等の固定経費支援事業の対象について質疑があり、理事者からは、大規模な宴会場を有する飲食店やホテルなど、宴会ができる施設を有する事業者を対象としている、との説明がありました。

また、委員からは、固定経費はどのようなものを想定しているのか、との質疑があり、理事者からは、マイクロバスの車検費用や修繕費用などを想定している、との説明がありました。

さらに、委員からは、事業の周知の方法について質疑があり、理事者からは、事前にマイクロバスや大型バスを所有している事業者に対し聞き取りなどを行っているが、それに加えて商工会議所などの関係機関とも協議しながら、漏れないよう周知し、この制度を利用させていただきたいと考えている、との説明がありました。

また、委員からは、申請期間について質疑があり、理事者からは、申請期間は

現在のところ未定であるが、補正予算可決後にできるだけ早く決定したい、との説明がありました。

次に、委員からは、コロナ規制による影響の軽減支援事業に関し、対象の事業者数について質疑があり、理事者からは、緊急事態宣言やとくしまアラートの規制により影響を受けた事業者や県の営業時間短縮要請に協力した飲食店と取引のある事業者に対して支援するものであり、対象範囲が広くすべてを把握することが困難であるため、関係があると予想される業者を選定し予算を積算している、との説明がありました。

また、委員からは、今後の事業者支援の考えについて質疑があり、理事者からは、今回の事業で支援の対象とならない事業者も新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、状況に応じた支援を検討していきたいと考えている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

---

次に、「議案第43号 令和3年度鳴門市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、歳入として、特別調整交付金を増額し、歳出として、新型コロナウイルス感染症等により労務に服することができない被用者に対する傷病手当金を計上するものでありました。

委員からは、国民健康保険事業の傷病手当金の制度について質疑があり、理事者からは、新型コロナウイルスに感染した方や発熱などの症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われる方が仕事を休み、それに対する補償が事業者からなかった場合に所要の条件に該当すれば支給されるものであり、当初は期日を本年3月31日までとされていたが6月30日まで延長されたため、補正予算を計上した、との説明がありました。

また、委員からは、実績と支給額について質疑があり、理事者からは、実績については、今年度は支給済みが1件、審査中が1件であり、支給額については、直近3ヵ月の収入額を基に1日当たりの支給額を計算し、それに基づき、3日間の待機期間を設け、4日目以降の勤務予定日から1日当たりの支給額の3分の2を支給する、との説明がありました。

さらに、委員からは、傷病手当金制度の周知について質疑があり、理事者からは、市公式ウェブサイトや広報なるとで周知している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。